

平成 27年（行ウ）第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外

被告 国

2016年(平成28年)7月7日

長崎地方裁判所

御中

原告ら 訴訟代理人
弁護士 馬 奈 木 昭 雄
弁護士 平山博久外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 原告ら が提出した 甲 B8 号証ないし 第 B19 号証の
証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。
なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
B9		水道水源整備事業再評価監視委員会議事録	写し	左記委員会	H11. 12. 13	「水需要の予測は根拠なく定められる」と、佐世保市水道局上自身が認めていること
B10		「昭和50年川棚町議会へ県が提出した資料より」	写し	長崎県	S50頃	昭和50年当時の水需要予測。
B11		「水道事業の認可について」	写し	長崎県	S51頃	昭和51年当時の水需要予測。「渇水対策」など問題にされていない。
B12		「佐世保市の水事情」	写し	佐世保市	S56頃	昭和55年当時の水需要予測。
B13		佐世保市水道事業変更認可(平成12年10月25日認可)	写し	佐世保市	H12. 10頃	平成12年当時の水需要予測。
B14		平成16年度佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会資料<水需要予測の比較検討>	写し	佐世保市	H16. 9. 30頃	平成16年当時の水需要予測。
B15		佐世保市水道白書	写し	佐世保市水道局	H7. 11頃	平成7年11月頃、佐世保市が、「保有水源」をどのように評価していたか。

B16		佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会委員会説明資料	写し	左記委員会	H11頃	平成11年頃、佐世保市が、「保有水源」をどのように評価していたか。
B17		佐世保市水道施設整備事業再評価 第1回委員会資料	写し	佐世保市	H16. 10. 10頃	平成16年頃、佐世保市が、「保有水源」をどのように評価していたか。
B18	1	「水利権について」	写し	国土交通省		水利権の概要
	2	「水利権制度等」	写し	国土交通省		水利権の内容、酒類、慣行水利権について
B19	1～5	利水用語集	写し	淀川河川事務所		水利権、慣行水利権、許可水利権、安定水利権、安定取水の概要

以 上